

【イタリア】地方自治体の租税及び財政連邦主義に関する命令の制定

主幹 海外立法情報調査室 芦田 淳

* 2026 年 8 月、地方自治体の租税に関する手続の簡素化、納税の促進等とともに、財政連邦主義の実施のための措置を定めた立法命令（法律と同等の効力を有する。）が制定された。

1 制定の根拠等

本稿では、2026 年 8 月 7 日立法命令第 147 号「州税及び地方〔団体¹の〕税並びに州の財政連邦主義²に関する規定」（以下「2026 年命令」）³を取り上げる。立法命令とは、法律により与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する命令で、法律と同等の効力を有する。

2026 年命令は、2023 年 8 月 9 日法律第 111 号「税制改正についての政府に対する委任」⁴に基づいて制定された。同法第 1 条は、その施行日（2023 年 8 月 29 日）から 3 年以内に、経済及び財務大臣等の提案に基づき、関係大臣と協議の上、税制改正のための立法命令を採択する権限を政府に委任している。同条に基づいて、州税及び地方団体の税（以下「州税等」）に関するものに限らず、2026 年命令の制定までに 18 件の立法命令⁵が制定された。

2 2026 年命令の概要

2026 年命令は、全 5 部 39 か条及び附属書 1 部から成る。施行日は 2026 年 8 月 12 日である（2026 年命令第 39 条。以下、条名は、断りがない限り、同命令のものである。）。

（1）一般規定（第 1 部）

第 1 部は、州税等に関する一般規定である。州及び地方団体（以下「州等」）は、納税者との協力体制を強化するために、①情報技術及びデジタル技術の活用等による税務情報の提供体制の整備、②納税者に対する支援及び法的助言の実施、③納税者の負担となる手続の簡素化、④不正確な税務調査を避けるための不備の予防、⑤自発的な納税を促進するための報奨制度の導入等を行うものとする（第 1 条）。また、より具体的に、州等に対して、銀行口座又は郵便口座からの自動引落としによる納付について、州税等の税率及び手数料を引き下げること（第 2 条）、税務調査開始前に、納税者について自らの保有するデータ及び情報を同人に通知すること（第 3 条）等を認めている。通知されたデータ及び情報に不備があった場合、納税者は自発的に訂正することができる。このほか、他の欧州諸国の水準に合わせ、行政罰の程度を違反内容とより釣り合ったものとするを目的として⁶、罰則の引下げが行われている（第 12 条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2026 年 9 月 8 日、〔 〕は筆者による補記である。

¹ イタリアの地方自治体は、基本的に「州・自治県―県・大都市―コムーネ（基礎的自治体）」の 3 つの階層に分かれており、州・自治県を除いたものを「地方団体」という。

² イタリアは連邦国家ではないが、憲法上、地方財政について連邦主義的なモデルを採用している。芦田淳「イタリアにおける財政連邦主義実施の動向」『外国の立法』No.260, 2014.6, pp.83-84. <<https://doi.org/10.11501/8677798>>

³ D.Lgs. 7 agosto 2026, n.147, Disposizioni in materia di tributi regionali e locali e di federalismo fiscale regionale. 以下、法令の法文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。

⁴ L. 9 agosto 2023, n.111, Delega al Governo per la riforma fiscale.

⁵ 2023 年 12 月 27 日立法命令第 209 号「国際租税に関する税制改正の実施」等である。

⁶ A.G. n.276, Schema di decreto legislativo recante disposizioni in materia di tributi regionali e locali e di federalismo fiscale regionale, XIX Legislatura, p.8. Senato della Repubblica website <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1461531.pdf>>

例えば、コムーネの代表的な租税であるコムーネ固有税（IMU）に関して、申告書⁷を提出しなかった場合、罰則として、それに伴い納税されなかった金額の「100～200%に相当する額」を納付しなければならなかったところ、「100%に相当する額」に改めている。虚偽の申告に係る罰則についても、同様に「50～100%に相当する額」を「40%に相当する額」に改めている。

（2）州税に関する規定（第2部）

第2部は、自動車税を中心に、個別の州税について定めている。自動車税は、州、自治県等によって管理され、公的車両登録簿に登録された車両の所有者、当該車両がリース契約の対象である場合には使用者等が納税の義務を負うものである⁸。2026年命令は、自動車税に関して、国の法律に基づく州固有税⁹の中でも州の自律性が強い特別なものであることを明示する（第13条）とともに、納税義務者を、従来の納付期間（課税期間の初月）の末日ではなく、課税期間の初日に特定する（第15条）¹⁰などの見直しを行っている。

（3）地方団体の税に関する規定（第3部）

第3部は、地方団体の個別の租税について定めている。例えば、IMUについて、申告書の様式を統一し、提出方法を電子送信のみとすることで、納税者の負担軽減、コムーネによる申告管理の円滑化を図るなどしている¹¹（第26条）。

（4）財政連邦主義の実施に関する規定（第4部）

第4部は、財政連邦主義の実施に向けて、①通常州¹²における地方公共交通（鉄道を含む。）の経費に対する国の財政支援¹³（年間52億5960万ユーロ¹⁴）、②義務教育における教科書の無償配布に当てる資金¹⁵（年間1億1000万ユーロ）等のための国からの財政移転を2027年度から廃止し、その代わりに、廃止額相当の収入を確保できるよう、個人所得税収入を州に配分すること（第33条）等を定めている。個人所得税は国税であるが、上記収入配分については、各州内で徴収された個人所得税額等を考慮して行うことが想定される。ただし、配分率を含む詳細は、経済及び財務大臣の提案に基づき、州問題及び自治担当大臣の同意を得るなどして、2026年12月31日までに採択される首相令に委ねられている（同条）。

（5）末尾規定（第5部）

特別州において、その憲章¹⁶等と適合する限りで2026年命令を適用すること（第37条）、同命令が一部の規定を除き新たな財政負担をもたらさないこと（第38条）等を定めている。

⁷ IMUは不動産を課税対象とし、その税額は土地台帳に基づいて計算されるが、税額に影響を及ぼす変更が発生し、当該変更がコムーネにすぐには知られていない場合、申告書を提出する義務が生じる。“Dichiarazione.” Ministero dell’Economia e delle Finanze website <<https://www.finanze.gov.it/it/fiscalita/fiscalita-regionale-e-locale/Imposta-municipale-propria-IMU/disciplina-del-tributo/dichiarazione/>>

⁸ “Bollo auto - Che cos’è,” 2026.5.13. Agenzia delle Entrate website <<https://www.agenziaentrate.gov.it/portale/schede/pagamenti/bollo-auto/scheda-info-bollo-auto-2010>>

⁹ 州固有税には、国の法律により規定され、州は当該法律の範囲内で税率の改定、税の免除等を定めることができるものと、州が規定するものがある。なお、IMUとは異なり、州固有税は、特定の租税を指すものではない。

¹⁰ この改正により、納付期間中の納税義務者の変更、特に異なる州の間での変更に伴う問題が解消されると説明されている。A.G. n.276, *op.cit.*(6), p.11.

¹¹ *ibid.*, p.23.

¹² イタリアにおいて、州は、通常州15州と、島嶼（しよ）部及び北部国境に位置し、その地理的及び歴史的的特殊性から幅広い権限が与えられた特別州5州から成る。

¹³ 2012年7月6日緊急法律命令第95号「市民へのサービスを維持するとともに公的支出を見直すための緊急規定及び銀行セクターの企業の資本基盤を強化するための措置」第16条の2第1項に基づく。

¹⁴ 1ユーロは約186円（令和8年9月分報告省令レート）。

¹⁵ 1998年12月23日法律第448号「安定化及び発展のための財政措置」第27条に基づく。

¹⁶ 憲章は、各地方自治体の憲法に相当するもので、特別州の場合、憲法的法律により定められる（憲法第116条）。